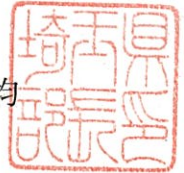


消費第618-1号
令和3年3月31日

彩の国「新しい生活様式」安心宣言認定団体
代表者様

埼玉県県民生活部長 山野 均



新型コロナウイルス予防を標ぼうする表示について（依頼）

埼玉県の消費者行政については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。以下「景品表示法」という。）を所管し、適正な広告表示の指導等を実施しております。

景品表示法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを規制することなどにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選択する環境を守るための法律です。

貴団体におかれましては、景品表示法の趣旨を踏まえ、別添依頼文により、表示の適正化及び消費者に対する適切な情報提供について、会員の皆様に周知していただけますようお願いいたします。

（問合せ先）

担当 消費生活課

事業者指導担当 平田、荏原

電話 048-830-2934

消費第618-2号
令和3年3月31日

事業者 様

埼玉県知事 大野 元裕



新型コロナウイルス予防を標ぼうする表示について（依頼）

埼玉県の消費者行政については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染防止の取組を日々御尽力いただいていることに深くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの予防効果を標ぼうする商品については、現在その効果が十分に確認されていないため、新型コロナウイルスの予防効果を標ぼうした商品の表示については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。以下「景品表示法」という。）第5条第1号（優良誤認）の規定に違反するおそれがあります。

については、店舗やホームページ等における新型コロナウイルス対策についての表示についても、御留意ください。

また、空間噴霧については、世界保健機関は新型コロナウイルスに対する消毒に関する見解の中で、室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の空間噴霧や燻煙をすること、消毒剤を人体に対して空間噴霧することは、いかなる状況であっても推奨されないとしております。これは次亜塩素酸水ということに限らず、ほかのアルコールも含めて、消毒・除菌に係るもの一般的な見解です。

そのような国際的な知見を踏まえて、厚生労働省では、消毒剤やその他ウイルスの量を減少させる物質について、目や皮膚に付着し吸い込むおそれのある場所での空間噴霧は推奨しないとしていくことについても併せてご承知おきください。

《参考》厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html